

離職退去者の利用可能な住戸一覧(27年3月31日現在)

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃)	入居要件	その他(使用期限等)	
鳥取県		末恒団地	鳥取県鳥取市美萩野一丁目	1	0			1 解雇等による離職に伴い住居喪失状態となった離職者(県内に住所を有する者又は県内の事業所に勤務する(又は勤務していた)者に限る。)で、次の(1)~(6)のいずれにも該当する者 (1)申込日時時点の雇用状況が次のア~ウのいずれかに該当する方 ア 既に失業状態にある方。 イ 離職後雇用期間30日未満の非正規雇用に従事している者 ウ 申込日から1ヶ月以内にイの離職理由によって離職することが、決定している在職者 (2)離職理由が次のア~ウのいずれかに該当する方 ア 解雇 イ 雇用契約期間満了による雇止め ウ 自己都合 (3) 離職時期 アを了承した者にあつては、上記額の半額)	○原則1年間(場合によっては更新できます。ただし最長1年は6月までです。) ○離職者向け住宅に係る問合せ先 ・全県 生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 鳥取市東町1丁目220 電話 0857-26-7411 ・東部地域 東部生活環境事務所 建築住宅課 鳥取市立川町6丁目176 電話 0857-20-3632 ・中部地域 中部総合事務所 生活環境局 建築住宅課 倉吉市東蔵城町2 電話 0858-23-3236 ・西部地域 西部総合事務所 生活環境局 建築住宅課 米子市萩町1丁目160 電話 0859-31-9751	
		ひばりが丘団地	鳥取県鳥取市浜坂四丁目5	1	0			6,600円~7,900円 (ルームシェアを了承した者にあつては、上記額の半額)	ア 事業主が管理し労働者に対して貸与する社宅・社員寮 イ 職場に付帯した住込み先 ウ 労働者自身が借り受ける賃貸住宅 エ 現に居住する住宅のない者 (5) 常時雇用の意欲が認められ、常用就職に向けた就職活動を行うこと。 (6) 雇用保険の受給が、次のア~ウのいずれかに該当する方 ア 失業給付金の受給対象とならない者 イ 既に失業給付金の受給期間を終了した者 ウ 失業給付金を現在受給中又は今後受給見込みの者で、受給(見込み)額が30日換算で15万8千円のもの	○本来入居者用県営住宅に係る問合せ先 ・東部地域 鳥取県住宅供給公社 本部 鳥取市田園町4丁目207 タナカビル2階 電話 0857-27-7334 ・中部地域 鳥取県住宅供給公社 中部事務所 倉吉市上井町1丁目138 牧本ビル1階 電話 0858-26-8500 ・西部地域 鳥取県住宅供給公社 西部事務所 米子市萩町1丁目160 西部総合事務所新館 電話 0859-32-9211
		和田団地	鳥取県倉吉市馬場町102-4	1	2		3DK		次をすべて備えている方 (1)申込日時時点の雇用状況が次のア、イのいずれかに該当する方 ア 既に失業状態にある方。ただし、申請日から1年以内。 イ 申込日から1ヶ月以内に「解雇」、「雇用契約期間満了による雇止め」により離職することが決定している在職者 (2)離職理由が次のア、イのいずれかに該当する方 ア 解雇 イ 雇用契約期間満了による雇止め (3)喪失する住居が次のア~ウのいずれかに該当する方 ア 事業主が管理し労働者に対して貸与する社宅・社員寮 イ 職場に付帯した住込み先 ウ 労働者自身が借り受ける賃貸住宅 (4)雇用の意欲が認められ、就職に向けた就職活動を行うこと。 (5)雇用保険の受給についてア~ウのいずれかに該当すること。 ア 失業給付金の受給対象とならない者 イ 既に失業給付金の受給期間を終了した者 ウ 失業給付金を現在受給中又は今後受給見込みの者で、受給(見込み)額が30日換算で15万8千円以下のもの (6)入居しようとする家族全員が暴力団員でないこと。	使用期限は1年(原則更新はできません。) 保証人が1名必要です。
		永江団地	鳥取県米子市永江240	1	0				解雇等により住居の退去を余儀なくされる求職者の方(単身者)の境港市営住宅への入居要件は次の(1)~(6)のいずれにも該当する方です。 (1)申込日時時点の雇用状況(ア)~(ウ)のいずれかに該当する方 (ア)既に失業状態にある方 (イ)離職後雇用期間30日未満の非正規雇用に従事 (ウ)申込日から1ヶ月以内に、(2)の在職理由によって離職することが決定している在職者 (2)離職理由(ア)、(イ)のいずれかに該当する方 (ア)解雇(自責によらない解雇であること) (イ)雇用契約満了による雇止め (3)離職時期 申し込みの1年以内であること (4)喪失等に係る住居(ア)~(ウ)のいずれかに該当する方 (ア)事業主が管理し労働者に対して貸与する社宅・社員寮 (イ)現場に付帯した住込み先 (ウ)労働者自身が借り受ける賃貸住宅	○入居期間 原則として1年以内(やむを得ないと認められる場合は、6ヶ月に限り延長) 問合せ先 都市整備課公営住宅係 電話 0859-47-1059
鳥取県	鳥取市	徳吉団地	鳥取市徳吉272-1	1	1	3DK	5,400~7,800			
	境港市	一般募集と同じ	一般募集と同じ	1	一般募集と同じ					
小計					3					

定期募集についても、それぞれの連絡先にお問合せください。